

令和 2 年 9 月 1 日

一般事業主行動計画

上内電気株式会社

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：育児・介護休業法に基づく育児休業、時間外労働の免除や制限、産前産後休業、育児休業中の社会保険料免除などの周知をし、制度を利用しやすいように周知をする。

(対策)

- 令和 2 年 9 月～ 社員の実態調査
- 令和 2 年 9 月～ 管理職を含め社員への周知徹底

目標 2：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレット等を作成し、制度の周知を図る。

(対策)

- 令和 2 年 9 月～ 母性健康管理についての調査
- 令和 2 年 9 月～ 制度に関するパンフレットを作成し、社員に配布